

資料 1

第 2 回条例について話し合う 100 人委員会 議事録・要約版（案）

日時：平成 22 年 4 月 27 日（火）18：00～21：00

場所：与野本町コミュニティーセンター

1. 開会 司会挨拶・本日のテーマの説明（宗澤委員長）

2. 議題 グループ討議・全体発表 各グループで話し合った内容について発表

市と市民の役割について

行政

市職員の認識・対応における課題。職員の専門性の確保・意識改革が必要。

職員の引継ぎが不十分。人により対応が異なるのは困る。 条例づくりにもビジョンを持って取り組むべき。

障害当事者への情報提供。どの制度が適用されるのかの通知・説明を。

利用申請時、窓口規制はしないほしい。

手帳制度の課題。制度に当てはまらない人にも、親身になって相談にのってほしい。

制度

要約筆記、手話通訳、介助者等が不足。又は、制度上の制限がある。解消を。

ヘルパーの数が少ない。資格取得のための機会の提供を。

移動支援の制限の課題。（就労には利用不可のため、働けない。）

手帳制度の課題。難病など、制度の狭間にある方への支援の保障を。

教育・子育て

インクルーシブ教育、障害のある子、ない子も共に一緒に学ぶ場が必要な子と、特別な教育が必要な子がいる。

学ぶ場を家庭で選択できるようにさいたま市が徹底すべき。市民も理解していくよう意識改革を。

本人が望むなら、どんな学校でも選別されずに行けるように条例に盛り込むべき。（東松山市を参考に）

市民の協力、支えが必要。子どもの頃から教育の場面で、障害のある方を知る機会を設ける。

障害当事者が先生として立ち、障害について伝えたりし、小さい頃から理解を深めることが必要。

世界に通ずるモラルづくりを目指したい。幼児教育から始めるべき。

親への負担が過度に重い。制度での保障や救済も大事。最後は親だけに全ての責任を被せるのではなく、地域社会の受け皿を。親が孤立しないように。

就労

最低賃金の問題。助産施設や作業所の賃金平均は一万五千元。生活保護を受けざるを得ない。

精神障害者の退院支援における課題。退院できる状況があっても、地域の受け皿がなく、雇用につけない。

雇用側に障害者に関する知識も認識もない。

現場の社員にどう障害のある人を理解してもらえるかの体制作りが大事。

事例・・・ジョブコーチが現場で社員への研修や障害者へのサポートを実施。

就労の場での受け入れる体制や理解が進んだ。

情報保障・防災

情報保障の課題。一人暮らしの場合、災害時に不安。聴覚障害者には、音声だけでなく、文字情報も含めた情報が必要。情報伝達システム、災害時の市民ネットワークのような仕組みと地域住民・市民の協力が大事。

障害のある方向けの災害マニュアルがほしい。

区の避難訓練について市の広報においては、手話通訳があるかどうかの明記を。

暮らし・交通

バリアフリーにおける課題。障害者用の駐車場はあっても、二階に行くエレベーターがない店舗がある。ホテルでの無理解。泊まろうとすると、「車椅子の方はお取り扱いしていません。」と言われて傷ついた。旅行ツアーへの聴覚障害者の参加拒否。

交通における課題。車椅子利用者がバスに乗車する際の運転手の態度が悪く、嫌な思いをした。

障害当事者や家族自身でさえ、障害のある方の対応に戸惑うことがある。

市民の役割

地域、社会に出て行く上で、理解しあえる仲間がいることが大事。孤立しないように。

障害者団体、当事者が横の連携を持ち、困ったことを共有し、共通に求めることは何か考えていく場も必要。

障害者に被害者的な意識を持たせないように。提供される支援が行政や個人や企業の利益追求のための行われるものではなく、無償の気持ち、真の人の優しさから行われるものでなくてはならない。

自分達が市民として働きかけをすることも大事。自分から制度や皆の思いを伝える媒体になりたい。

条例への要望

シンプルでわかりやすい条例に。

誰もが障害を持ったことで嫌な思いをしないような理念法に。議員や一般の市民も職員側も学習する機会が必要。基本的人権を守るための制度を。条例を日本一、世界一のものに。

ノーマライゼーションという言葉だけが先行しては困る。ぜひ中身の伴うものを。

「救済の対象」ではなく、「権利の主体」としての障害者の問題を中心に据えた条例を。

障害があるという理由で、教育や就労や生活の場が失われないように。

通勤、通学、教育、所得保障といった最低限の権利が保障されるような枠組みを。

企業や障害当事者、一般市民のクレームや困ったこと、差別に対応していけるような仕組みを。

条例制定後、条例が有効なものであるか、モニタリングも必要。

自動化、機械化とマンパワーのどちらかに偏ることなく、ニーズに対応したサポートを提供していくべき。

市の行政、市民、民間企業も含めて、「障害を正しく理解する」という意識を向上させ、住みやすい町づくりを目指してほしい。

100人委員会について

条例づくりの広報の強化・一般市民への浸透を。障害者に接する機会が少ない人にもっともっと参加してほしい。東松山では、障害のある人ない人が共に、条例の中で取り組まれている。ぜひ参考に。

障害を知らないことが一番怖い。「無関心」が一番の問題。それを強く訴えていきたいし、どうしたらよいか徹底的に追及すべき。話し合うだけで終わりにせず、結果を徹底的に求めるべき。

「障害者差別と思われる事例集」は追加分だけ渡してくれればよい。

テーマが絞られる際、「教育・子育て」ではなく、「就労・雇用」の問題を扱ってほしい。

100人委員会の役割・着地点は？条例では何を決めたいのか、整理をすべき。

今日は第1期なのか、第2期なのか分からない。明確にしてほしい。進め方も分かりやすく、実のあるものに。

次回は教育ならば、ファシリテーターは教育の専門家にやってほしい。

閉会 司会まとめ（宗澤委員長）

100人委員会のテーマは、議論の成り行きによって、追加や修正もあり得る。要望があれば事務局まで。

100人委員会で話し合ったことは、詳しい内容のものを資料としてしっかりとまとめ、条例検討専門委員会に渡す。そして、条例検討専門委員会で、「条例にどう生かしていくか。」議論し、100人委員会に返す。というプロセスを繰り返し行う。条例を形づくり中に100人委員会の議論を位置づけている。

皆さん個人や組織のネットワークを生かし、市民への輪を広げられるよう、ご協力をお願いしたい。

次回・・・5月8日（土）14～17時 岩槻東口コミュニティセンター 「教育・子育てについて」